

平成 29 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について

1. 背景・目的

気候変動枠組条約（UNFCCC）第 4 条・第 12 条及び関連する締約国会議決議により、附属書 I 国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年 4 月 15 日までに条約事務局に提出することとされている。

附属書 I 国が提出したインベントリは、条約事務局が編成する専門家審査チーム（Expert Review Team: ERT）により、温室効果ガス排出・吸収量が IPCC ガイドラインに基づいて適切に算定されているか等について審査を受けることとなる。また、カンクン合意に基づく 2020 年排出削減目標の達成に向けては、2 年に一度提出する隔年報告書（Biennial Report: BR）に対する審査プロセスにおいて、目標達成に向けた排出・吸収量のトレンド及び各対策・施策の進捗状況等の評価が実施されている。

我が国のインベントリは、地球温暖化に対する国内の政策・措置を検討する際の基盤となる極めて重要な情報であることから、最新の科学的知見や UNFCCC の下でのインベントリ審査における ERT からの改善勧告等を踏まえ、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量を算定する必要がある。加えて、カンクン合意の下での 2020 年排出削減目標（2005 年度比-3.8%以上）、ならびにパリ協定の下での 2030 年排出削減目標（2013 年度比-26.0%（2005 年度比-25.4%））の達成に向け、国内の政策・措置による排出削減効果をインベントリに適切に反映していく必要がある。

上記を踏まえ、2018 年 4 月に提出予定のインベントリ（1990～2016 年度の温室効果ガス排出・吸収量）の作成に向け、改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン及び 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく算定方法の改善・精緻化、審査において指摘を受けた課題への対応、対策・施策による削減効果や進捗状況を反映した算定方法の設定等を検討するため、温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2. 検討事項

- ・ 2018 年提出インベントリ（1990～2016 年度の温室効果ガス排出・吸収量）における算定方法、活動量及び排出係数等の新規設定及び従来からの改善
- ・ 分野横断的課題の検討
- ・ その他

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリワーキンググループ (WG) 及び分野別の課題を検討する7つの分科会 (エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFCs等4ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会、NMVOC分科会) において検討を行う。

なお、2017年4月に提出されたインベントリより、CH₄およびNMVOCが大気中で酸化されることによる間接CO₂を温室効果ガス総排出量に含めることとしたことに伴い、昨年度までインベントリWGの下に設置していた「NMVOCタスクフォース」を、「NMVOC分科会」として、他の分科会と同様、温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置することとした。

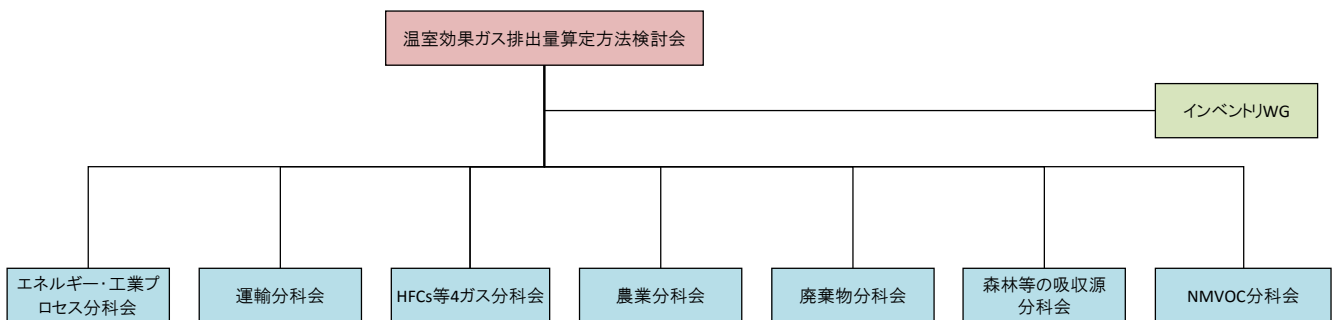


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

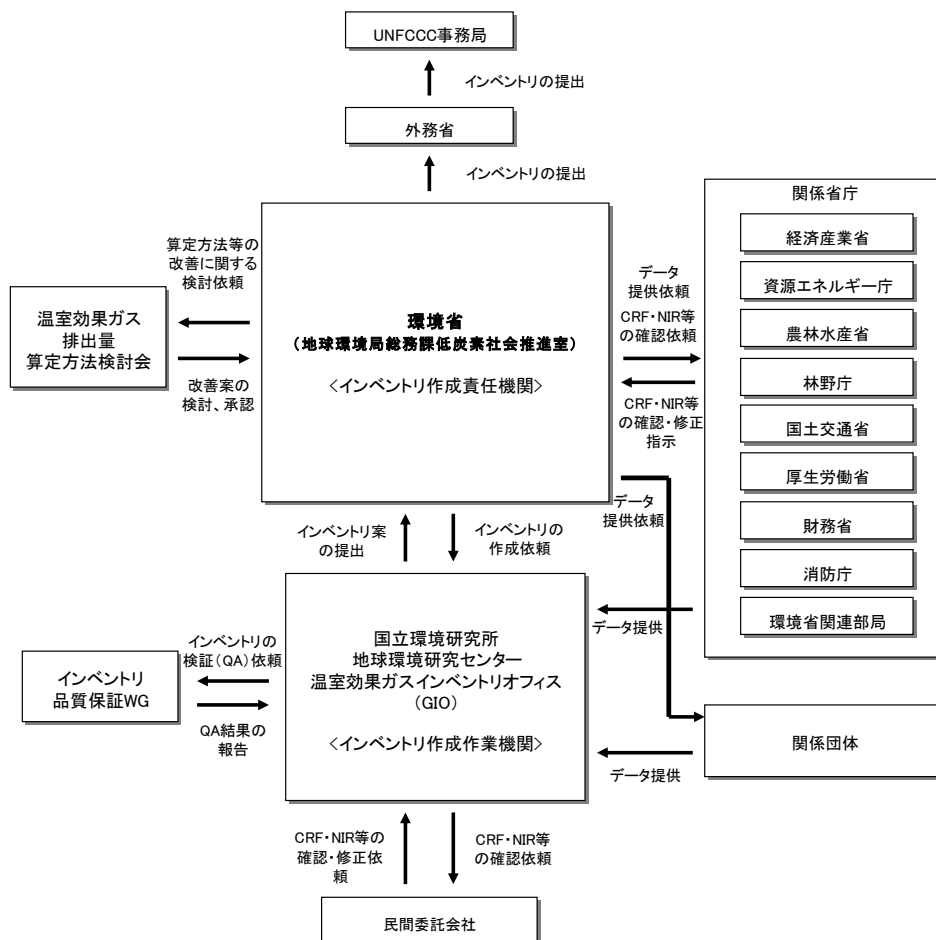


図 2 我が国のインベントリ作成体制

4. 検討スケジュール（案）

平成 29 年度における温室効果ガス排出量算定方法検討会及びインベントリ作成等に関するスケジュールは表 1 のとおり。

2018 年 1 月 25 日に予定する親検討会までに各分科会を開催し、2018 年 4 月に提出予定の 2018 年提出インベントリ（1990～2016 年度の温室効果ガス排出・吸収量（確報値））に反映する算定方法の検討を行う。

表 1 平成 29 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会及びインベントリ作成等に関するスケジュール

時期	活動	主な内容
2017 年 10～12 月	各分科会（第 1 回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今年度の検討方針の確認 ✓ 2018 年提出インベントリに反映する算定方法の検討
11～12 月	2016 年度排出量（速報値）の算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2016 年度排出量（速報値）の算定 ✓ 2016 年度排出量（速報値）の公表（12/12（1/9 修正））
2017 年 12 月～ 2018 年 1 月	各分科会（第 2 回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 積み残し課題の検討 ✓ 2018 年提出インベントリに反映する算定方法の検討
2018 年 1 月 25 日	温室効果ガス排出量算定方法検討会（親検討会）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2018 年提出インベントリに反映する算定方法の検討・承認
2～3 月	2018 年提出インベントリの作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2018 年提出インベントリの作成（算定方法等の設定・改善、2016 年度活動量の反映、排出・吸収量の算定、国家インベントリ報告書（NIR）の作成等）。 ✓ 品質保証/品質管理（QA/QC）の実施
4 月	2018 年提出インベントリの提出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ UNFCCC への 2018 年提出インベントリの提出（提出期限：4/15）

5. (参考) 2013年以降のインベントリに対する審査の仕組み

京都議定書第1約束期間(2008~2012年)においては、京都議定書第7条1に基づき、温室効果ガスインベントリに加え、京都議定書第3条3及び4に基づく吸収量等の補足情報を毎年提出しており、提出された情報に対しては、京都議定書第8条審査において専門家審査チームがその正確性や透明性等をチェックし、不適切と判断された場合には排出・吸収量の再計算等の措置(京都議定書第5条2に基づく「調整」)が実施されていた。

我が国は第2約束期間には参加しない(第2約束期間の削減目標を持たない)が、我が国のように京都議定書締約国でありつつ、第2約束期間の削減目標を持たない国に対する上記の京都議定書第7条1に基づく補足情報の報告ならびに第8条審査の運用について、2015年12月に開催されたCOP21(フランス・パリ)において、下記のとおり決定された(3/CMP.11, 4/CMP.11)。

- ▶ 京都議定書第7条1に基づく補足情報は引き続き提出(義務)。
- ▶ 提出されたインベントリ及び補足情報は、京都議定書第8条審査に供される。ただし、排出量の過小推計といった問題があった場合に専門家審査チームが強制的に排出・吸収量の再計算を行う第5条2の「調整」は適用されない。
- ▶ 第2約束期間の初期割当量を確定するための初期割当量報告書の提出及び初期審査は適用されない。

従って、我が国が次回2018年4月に提出予定のインベントリについては、従来どおり、京都議定書第8条の下で専門家審査チームにより審査されることとなる。

6. (参考) 我が国の2030年排出削減目標(約束草案)

2020年以降の将来枠組みについては、COPの下に設けられた「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)」での交渉を経て、2015年12月に開催されたCOP21(フランス・パリ)において「パリ協定(Paris Agreement)」が採択されている。

2020年以降の将来枠組みにおける各国の削減目標については、COP19の決定により、各国が自主的に2020年以降の温室効果ガス削減目標を含む約束草案を策定し、COP21に十分に先立って条約事務局に提出することが各国に求められていた。我が国では、平成27年7月17日に地球温暖化対策推進本部が開催され、我が国の2030年排出削減目標を含む「日本の約束草案」が決定されている。なお、本約束草案は、国連気候変動枠組条約に同日提出された。

我が国の約束草案の概要は以下のとおり。

6.1 我が国の2030年排出削減目標

- ▶ 2030年度に2013年度比で26.0%減(2005年度比25.4%減)

6.2 我が国の2030年排出削減目標の明確性・透明性・理解促進のための情報(一部抜粋)

【基準年】

- ・ 2013年度比を中心に説明を行うが、2013年度と2005年度の両方を登録。

【目標年度】

- ・ 2030年度(実施期間:2021年4月1日~2031年3月31日)

【対象範囲、対象ガス、カバー率】

- ・ 対象範囲：全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物）
- ・ 対象ガス：CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆ 及び NF₃
- ・ カバー率：100%

【前提条件、方法論】

- ・ 算定方法は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が策定し、COP により採択された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに準拠。
- ・ 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素等量）を求める際の係数は、IPCC 第4次評価報告書に示された地球温暖化係数（100年値）を使用。
- ・ 森林等の吸収源活動による吸収量は、引き続き京都議定書と同様の計上方法により算定。
- ・ 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウント。
- ・ 算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性あり。